

児童養育加算・母子加算・冬季加算・期末一時扶助の検証方法 について

児童養育加算・母子加算・冬季加算・期末一時扶助の検証方法について

- 生活扶助本体以外の扶助・加算の今後の検討の進め方…………… P 2
- 第58回生活保護基準部会における主な意見（児童養育加算、冬季加算関係） …… P 3
- 有子世帯の扶助・加算の検証の考え方について（案）…………… P 4～9
- 児童養育加算の検証方法について…………… P 10～21
- 母子加算の検証方法について…………… P 22～24
- 冬季加算の検証方法について…………… P 25～33
- 期末一時扶助の検証方法について…………… P 34～37

ひと、くらし、みらいのために



4 . その他の扶助・加算の検証

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和8年6月30日
(赤枠を追記)

資料 1

今後の検討の進め方

- 生活扶助本体以外の扶助や加算等のうち、定期的な改定を行っていないものについては、以下のような考え方を踏まえ、検討を順次進める。

(考え方)

- ① 令和8年においては、生活扶助基準本体（第1類・第2類）について、1年前倒しで検証を行うこととしており、令和8年末にその検証結果をとりまとめる必要がある。令和8年の定期検証において、生活扶助本体以外の扶助や加算を検証する場合には、全体のスケジュールに留意する必要がある。

- ② 有子世帯の加算（児童養育加算、母子加算）については、平成29年検証において、生活扶助基準本体と一体的に検証を行った経緯があり、令和8年の定期検証において、平成26年全国消費実態調査のデータを用いて検証した平成29年の検証内容も踏まえて、最新の令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証を実施する。

※ 教育扶助・高等学校等就学費については、平成29年に生活保護基準部会において整理された方法により、令和5年子どもの学習費調査の結果に基づき、令和7年4月に改定を行った。今後、令和7年子どもの学習費調査の結果を踏まえ、厚生労働省において同様の改定を検討することが必要。

- ③ 生活扶助基準本体では賄うことができない季節需要に対応するものとして設定している冬季加算や期末一時扶助について、令和8年の定期検証において、月別の消費実態を把握可能な家計調査のデータ等を用いて検証する。

- ④ 住宅扶助の限度額については、平成27年に生活保護基準部会の検証結果を踏まえた見直しを行った以降、検証を行っていないが、住宅・土地統計調査の特別集計や民間の賃貸物件情報による家賃実態の分析など、検証方法の検討を含め、住宅の専門的知見も踏まえた慎重な検討を要するため、今回の定期検証後に検証を進める。

- ⑤ ②～④以外の扶助や加算等については、まずは、厚生労働省において中長期的な課題として需要の把握に必要なデータの収集・整理や検証方法の検討をすることから始める。

※ 入院患者及び介護施設入所者に対して臨時特例的な対応として措置している特例加算（1人当たり月額1,000円）は、令和9年9月までの措置であることから、厚生労働省において入院患者日用品費や介護施設入所者の生活費の改定の要否について検討。

※ 医療保険制度の見直し（出産に係る給付体系の見直し）の内容等を踏まえ、出産扶助の対応について厚生労働省において検討。

第58回生活保護基準部会における主な意見（児童養育加算、冬季加算関係）

【「児童養育加算」について】

- 児童養育加算の位置付けについて、平成30年の見直し前のように、社会的な包摂という観点で、子育て世帯に支給される児童手当を生活保護受給世帯にも同じように恩恵があるように設定するかたちで、見直すこともあり得ることではないか。
- 児童養育加算の使い途として想定している学習塾やスポーツ用具、映画・演劇などのいわゆる体験格差に関わるものは、生活扶助基準の中で手当されるべきもので、中位層における支出額を参照して設定する場合、一般低所得世帯との公平性の観点、児童養育加算が子どもの健全育成のために使われるかという観点で課題がある。学習支援費のように実費支給のようなかたちがあり得るのではないか。
- 平成29年検証において、児童養育加算について、社会的包摂などの観点から低所得世帯との比較だけでなく、中位所得層と比較したことは極めて重要であった。
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査により、子育てに関する結果を見る際には、生活保護受給世帯と一般世帯全体との比較だけでなく、低所得世帯との比較も見た方がよい。

【「冬季加算」について】

- 冬季加算について、近年の温暖化の影響とエネルギー価格の影響を分けて議論した方がよいのではないか。

有子世帯の扶助・加算の検証の考え方について（案）

- 有子世帯の扶助・加算の検証については、一般世帯との均衡だけではなく、子どもの貧困対策の観点から生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準（第1類費及び2類費）の検証と一体的に検証を行った平成29年の検証方法も踏まえて検討を行う。
- 子どもの健全育成に係る費用を適切に保障する観点から、有子世帯の扶助・加算の水準や在り方（定額支給か実費支給かを含む。）について、他法他施策による子ども・子育て支援策の充実が図られている状況を踏まえるとともに、補足性の原理（他法他施策優先）との関係にも留意しながら検討することとしてはどうか。

（参考）平成29年検証の内容

	児童養育加算	母子加算	教育扶助及び高等学校等就学費
趣 旨	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給	ひとり親世帯のかかり増し経費として、ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対し支給	義務教育（小学校・中学校）及び高等学校等就学に伴って必要となる費用について支給
検証方針	○ 児童養育加算の検証については、当該加算が子どもの教養文化的経費や健全育成に資するための経費等の特別な需要に対応するものとして設定されていた経緯や子どもの貧困対策を踏まえ、一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応する観点から、子どもの健全育成にかかる費用に着目して検証した。 ○ 具体的には、子どもの健全育成のためには、教育だけでなく、社会的又は文化的活動の機会の幅を広げることが重要であるが、学校外活動にかかる費用は所得の多寡と比例する傾向が見られるため、生活保護受給世帯においても学校外活動費用が十分に捻出できるよう、学校外活動にかかる費用について検証した。	○ ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活水準を送るために必要な消費支出を検証した。	○ 教育扶助及び高等学校等就学費の検証については、義務教育や高等学校等の就学に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、子供の学習費調査により平均的な学校教育にかかる費用を検証した。 ○ 児童養育加算の検証において、子どもの健全育成にかかる費用として全国消費実態調査により把握できる学校外活動費用を対象としたことから、教育扶助及び高等学校等就学費の検証については、学校外活動費用を除いた教育関連費用を対象として検証した。

※ 平成29年検証において、「子どもに必要なものというのは、貧困世帯とそうではない一般世帯で大きく異なっていないのではないか。ミニマムなものとして必要なものだと考えられる部分は、低所得世帯との相対で考えるのではなく、どうしても必要な部分ということで別途取り出して考える必要がある。」との意見があったことも踏まえ、学校外活動費について一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均的な費用に着目した検証を行った。

有子世帯の加算・扶助について（小学校・中学校）

- 教育扶助は、義務教育に必要な費用のうち平均的・共通的な費用を定額支給とし、それ以外を実費支給としている。
- 児童養育加算が対応する学校外活動費は、平均的・共通的な費用には該当しないと考えられる一方で、学習塾、習い事の月謝、スポーツ用具、映画・演劇など、民間サービスも含めた多様な選択肢の中で、各世帯の選好に応じて任意に選択される費用であり、義務教育費用のうち実費支給となる費用とは性質が異なる側面もあると考えられる。
- 定額支給として用途の自由度を高めるという整理も考えられるほか、多様な費用を実費支給の対象とすることに伴う実務負担も考慮する必要があると考えられるが、これらの点についてどのように考えるか。
- 児童養育加算について、子どもの健全育成のための活用を促進する方策として、実費支給以外に考えられるものはあるか。

現行の扶助・加算

教育扶助基準

(1)に該当

- ・基準額
- ・学級費等

(2)に該当

- ・学校給食費
- ・通学交通費
- ・教材代
- ・校外活動参加費
- ・学習支援費

現行の扶助・加算に対応する教育費用・子どもの健全育成にかかる費用

【義務教育（小学校・中学校）の就学に伴って必要な費用】

(1) 毎月定額支給により対応

- 学用品費（鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫用具、体育用靴等の購入費）
- その他の教育費（遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費）
- 学級費等、学習参考書（教材代を除く）購入費

(2) 実費支給により対応

- 学校給食費、通学交通費
- 教材代（正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、ICTを活用した教育の通信費）
- 校外活動参加費：校外活動にかかる宿泊費、施設利用料、交通費など
- 学習支援費：クラブ活動にかかる費用（地域住民や保護者が関わって行われる活動、ボランティアの一環として行われる活動も含む。）

生活扶助基準

一時扶助 (入学準備金)

児童養育加算

基準生活費（本体） (第1類・第2類)

【入学時に必要な費用】（実費支給で対応 ※上限額設定あり）

- 入学時の学童（学生）服、ランドセル、靴、靴など

【学校外に必要な子どもの健全育成費用（定額で支給）】

- 学習塾費、習い事の月謝
- スポーツ用具、楽器、学習机
- 映画・演劇・文化施設等入場料、スポーツ観戦料 など

低所得世帯との均衡の観点から必要な額は、本体に含まれる。児童養育加算と合わせて子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応。

【他法他施策】

就学援助 児童手当

【他法他施策により対応しているもの】

- 修学旅行費（小学校：年額22,690円 中学校：年額60,910円）
- 児童手当の第3子以降加算額（小学生15,000円、中学生20,000円）は、収入認定除外
- ※ 第3子以降加算額以外の分（10,000円（第3子以降で小学生は15,000円））は収入認定

※ ひとり親世帯には母子加算が計上される。また、恵与金等から学習塾代など自立更生に必要な額を収入認定除外とする仕組みがある。

有子世帯の加算・扶助について（高等学校等）

現行の扶助・加算

高等学校等就学費 （生業扶助）

（1）に該当

- ・基本額
- ・学級費等

（2）に該当

- ・通学交通費
- ・教材代
- ・授業料
- ・入学料、入学考査料
- ・入学準備金
- ・学習支援費

現行の扶助・加算に対応する教育費用・子どもの健全育成にかかる費用

【高等学校等の入学・就学に伴って必要なもの】

（1）毎月定額支給により対応

- 学用品費（鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴等の購入費）
- その他の教育費（校外活動費及び通学用靴、通学用品等の購入費）
- 学級費等、学習参考書（教材代を除く）購入費

（2）実費支給により対応

- 通学交通費
- 教材代（正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、ICTを活用した教育の通信費）
- 授業料、入学料、入学考査料
- 入学準備金（学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費）
- 学習支援費：クラブ活動にかかる費用（地域住民や保護者が関わって行われる活動、ボランティアの一環として行われる活動も含む。）

生活 扶助 基準

児童養育加算

基準生活費（本体）
（第1類・第2類）

【学校外に必要な子どもの健全育成費用（定額で支給）】

- 学習塾費、習い事の月謝
- スポーツ用具、楽器、学習机
- 映画・演劇・文化施設等入場料、スポーツ観覧料 など

低所得世帯との均衡の観点から必要な額は、本体に含まれる。児童養育加算と合わせて子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応。

【他法他施策】

- ①高等学校等就学支援金
- ②高校生等奨学給付金
- ③教育支援資金（生活福祉資金）
- ④児童手当

【他法他施策により対応しているもの】

- 入学金・・・③貸付（50万円以内）
- 授業料・・・①給付（公立（全日制）：年額118,800円 私立：年額118,800円～457,200円）
③貸付（高校：月額3.5万円以内 高専：月額6万円以内）
※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能
- 修学旅行費等・・・②給付（国公立：年額32,300円 私立：年額52,600円）
- 児童手当の第3子以降加算額（20,000円）は、収入認定除外
※ 第3子以降加算額以外の分（10,000円）は収入認定

※ ひとり親世帯には母子加算が計上される。また、恵与金等から学習塾代など自立更生に必要な額や、就労収入等から修学に要する額を収入認定除外とする仕組みがある。

有子世帯の加算・扶助について（小学校就学前）

- 小学校就学前の児童にかかる子どもの健全育成費用は、生活扶助基準本体と児童養育加算で対応している。
- 妊産婦においては、特別需要・臨時的な需要に対応するものとして、妊産婦加算や出産準備被服費などの一時扶助の制度がある。
- 他法他施策として、幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となっている。また、子ども・子育て支援法による妊婦の支援給付・妊婦等包括相談支援事業が令和7年4月に法定化され、生活保護受給世帯も対象となっている。さらに、児童手当のうち第3子以降加算については収入認定から除外されている。
- 妊産婦加算についても他施策で対応されている費用との関係を十分確認する必要があるのではないかな。

現行の扶助・加算

現行の扶助・加算に対応する子どもの健全育成にかかる費用

生活 扶助 基準	一時扶助 （出産準備被服費、妊婦定期検診料、妊婦健診のための交通費）	【出産準備、妊婦健診に必要な費用】（実費支給で対応） ○出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する場合 58,400円以内 ○妊婦の定期検診料 ○出産又は妊婦健診のため病院等に通院する場合の交通費
	妊産婦加算	【妊産婦（妊娠中及び産後6ヶ月以内）の特別需要に対応する費用（定額で支給）】 ○妊産婦等の栄養補給等 妊娠6ヶ月未満:9,350円 妊娠6ヶ月:14,120円 産後:8,690円
	児童養育加算	【子どもの健全育成費用（定額で支給） 児童1人につき10,190円】 ○習い事の月謝 ○遊具・玩具の購入費 ○図書購入費 ○映画・演劇・文化施設等入場料、スポーツ観覧料 ○幼稚園に通園する場合の教材費・制服・体操服 など
	基準生活費（本体） （第1類・第2類）	低所得世帯との均衡の観点から必要な額は、本体に含まれる。児童養育加算と合わせて子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応。

【他法他施策】 幼児教育・保育の無償化事業 妊婦のための支援給付 児童手当	【他法他施策により対応しているもの】 ○幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無料 ○妊娠であることの認定後に5万円支給、妊娠している子どもの人数の届出後に妊娠している子どもの人数×5万円が支給されるが、当該給付は収入認定除外となっている。 ○児童手当の第3子以降加算額(15,000円)は、収入認定除外 ※ 第3子以降加算額以外の分(15,000円)は収入認定
--	---

※ ひとり親世帯には母子加算が計上される。また、就労に伴う子の託児費や保育所入所支度に要する費用は、就労収入から必要経費として控除することが可能。

児童手当と児童養育加算の関係について

- 高校生年代までの児童を対象として支給される児童手当は、生活保護においては、第3子以降加算額を除き全額収入認定した上で、1人当たり一律10,190円を児童養育加算として計上する取扱いとなっている。
- 児童手当は令和6年10月分より第3子以降の児童に係る額が3万円に増額されたが、その増額分（小学生までの1.5万円、中学生・高校生年代：2万円）については、収入認定除外の取扱いとしている。（児童手当の多子加算の増額は、次元の異なる少子化対策のひとつとして行われるものであることなどを勘案したもの。）

【児童養育加算】

目的

児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給。

対象児童・支給額

(月額)	
高校生年代までの児童 (1人当たり)	10,190円

【児童手当】

目的

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

対象児童・支給額

第1・2子		多子（第3子以降）	
3歳未満	15,000円	3歳未満	30,000円
3歳～ 高校生年代	10,000円	3歳～ 高校生年代	

多子加算のカウント方法：22歳の年度末まで（親等の経済的負担がある場合）

(参考) 妊婦のための支援給付

こどもまんなか
こども家庭庁

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

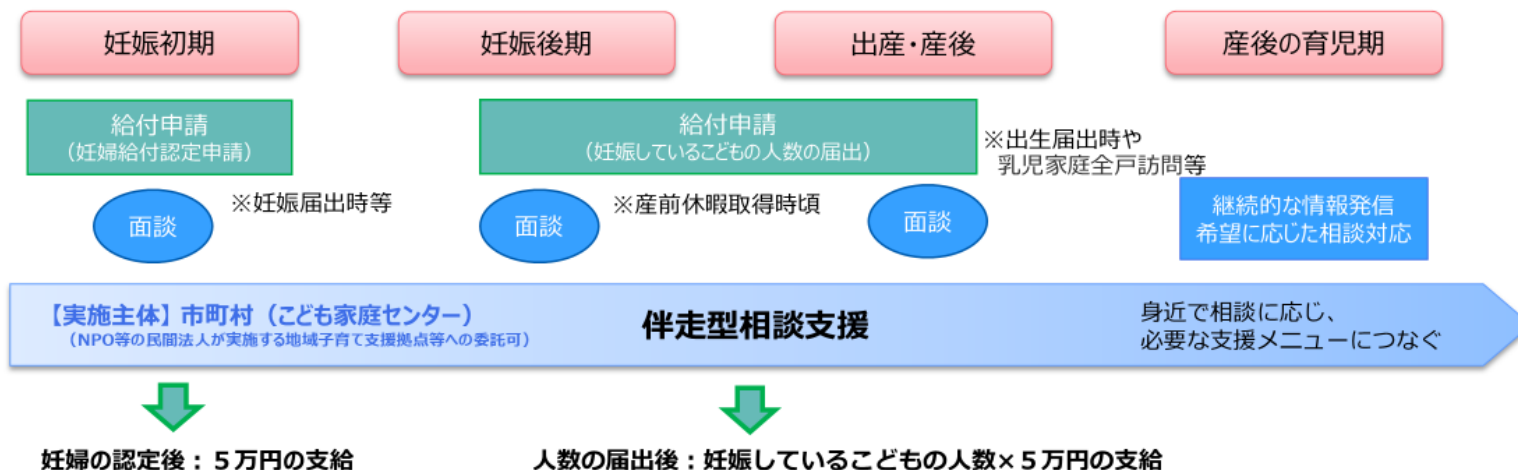
妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和8年6月30日
(抜粋)

資料 1

児童養育加算の検証イメージ

- 児童養育加算の検証については、平成29年検証の検証方法も踏まえ、令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証方法について検討する。

（参考）平成29年検証の内容

《検証方法》

- 平成29年検証において、児童養育加算の検証を行うにあたっては、子どもの健全育成に係る費用として**学校外活動費（※）**に着目し、夫婦子1人世帯における**低所得世帯（第1・十分位）と中位所得層（第3・五分位）の差**を検証することにより行った。

（※）学校外活動費の内訳

鉄道運賃、バス代、航空運賃、幼児・小学校補習教育、中学校補習教育、高校補習教育・予備校、書斎・学習用机・椅子、他の運動用具、スポーツウェア、書籍、宿泊料、語学月謝、他の教育的月謝、音楽月謝、他の教養的月謝、スポーツ月謝、家事月謝、他の月謝類、映画・演劇等入場料、スポーツ観覧料、文化施設入場料、遊園地入場・乗物代、他のこづかい

《検証結果》

- 夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の学校外活動費用の平均額が約6千円であるのに対し、中位階層（年収階級第5～6・十分位の平均）の平均額は約1万6千円であり、1万円の差が確認された。

・ 年収十分位別の学校外活動費の支出状況（平成26年全国消費実態調査特別集計）

（単位：月額）

第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
6千円	9千円	10千円	13千円	16千円	16千円	19千円	24千円	29千円	41千円

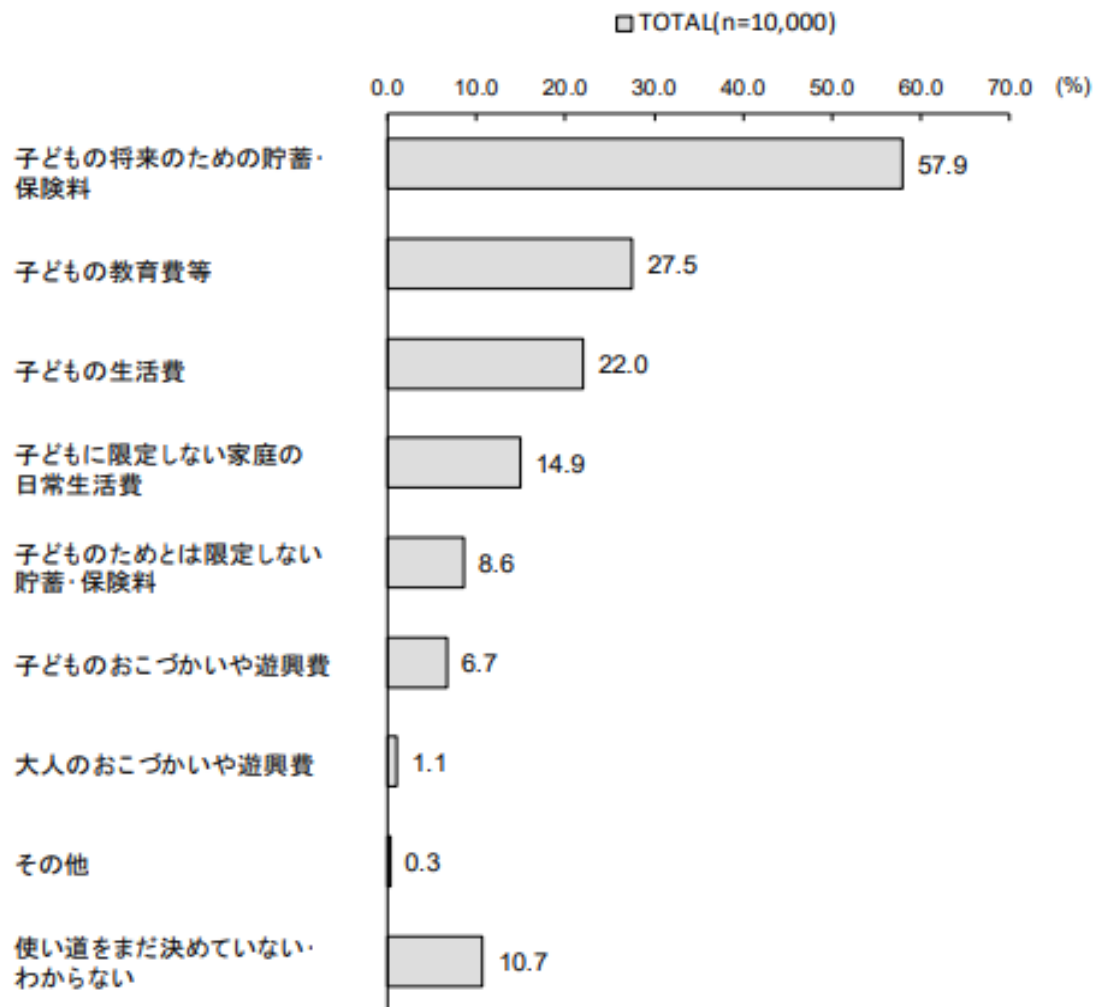
生活扶助費本体（第1類費・2類費）の
算定上に含まれる額

中位階層における支出額（第5～第6十分位の平均）
月額約1万6千円

(参考) 児童手当の使途

- 児童手当は、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」、「子どもの教育費等」、「子どもの生活費」など様々な使途になっている。

(図1) 児童手当等の使途(予定含む)(複数回答)



(参考) 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果 (令和4年調査) ①

- 学習塾に通わせていない割合は、一般世帯でも6割となっている。「金銭的な余裕がないから」学習塾に通わせていない割合は一般世帯では7.7%であるのに対し、一般世帯（所得第1・五分位）では16.3%、生活保護世帯では36.7%となっており、差が大きくなっている。

Q7-1. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）にお小遣いをあげていますか。（1つに○）

		(%)		
		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	毎月あげている	26.5	29.1	26.3
2	ときどきあげている	28.6	21.1	19.3
3	ほとんどあげていない	14.3	13.2	13.9
	1 必要ないから	6.1	8.9	7.8
	2 金銭的に余裕がないから	4.1	1.6	3.5
	3 その他	3.1	2.2	2.0
	無回答	1.0	0.6	0.6
4	まったくあげていない	25.5	27.6	27.0
	1 必要ないから	14.3	20.4	16.8
	2 金銭的に余裕がないから	5.1	1.7	4.2
	3 その他	5.1	4.8	5.1
	無回答	1.0	0.6	0.8
無回答		5.1	9.0	13.5
	全体	100.0	100.0	100.0

Q7-2. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）を学習塾に通わせていますか。（1つに○）

		(%)		
		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	通わせている	6.1	27.4	19.3
2	通わせていない	88.8	63.9	67.7
	1 本人が行きたがらないから	24.5	15.7	16.1
	2 必要ないから	12.2	28.6	23.7
	3 金銭的に余裕がないから	36.7	7.7	16.3
	4 その他	12.2	9.6	9.5
	無回答	3.1	2.2	2.0
無回答		5.1	8.7	13.0
	全体	100.0	100.0	100.0

※1 高校生以下のお子さんがある世帯のみ回答

※2 所得第1・五分位は、2～5人世帯について、世帯人数毎に総所得による所得分位階級を設定し、第1・五分位に該当する世帯を集計したもの。（P13～16において同じ。）

(参考) 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果 (令和4年調査) ②

Q7-3. お子さん（高校生以下の子）の進路について、あなたの世帯のお考えをお聞かせください。（1つに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	大学（大学院含む）まで進学させるつもり	25.5	64.6	44.3
2	短大（専門学校含む）まで進学させるつもり	16.3	13.5	21.8
3	高校卒業後、就職させるつもり	49.0	11.3	17.9
	1 本人がこれ以上行きたがらないから	12.2	3.5	3.8
	2 これ以上行く必要がないから	5.1	1.4	1.9
	3 金銭的に余裕がないから	16.3	3.2	6.3
	4 その他	14.3	2.5	4.2
	無回答	1.0	0.8	1.7
4	中学卒業後、就職させるつもり	2.0	0.3	0.4
	1 本人がこれ以上行きたがらないから	-	0.1	0.2
	2 これ以上行く必要がないから	-	-	-
	3 金銭的に余裕がないから	-	0.1	-
	4 その他	2.0	0.1	0.3
	無回答	-	-	-
	無回答	7.1	10.3	15.5
	全体	100.0	100.0	100.0

Q7-4. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）はクラブ活動に参加していますか。（1つに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	参加している	34.7	50.5	46.4
2	参加していない	60.2	40.6	40.4
	1 本人が参加を希望していないから	24.5	14.2	17.6
	2 金銭的に余裕がないから	6.1	1.3	3.8
	3 その他	27.6	23.6	17.8
	無回答	2.0	1.4	1.3
	無回答	5.1	8.9	13.1
	全体	100.0	100.0	100.0

※ 高校生以下のお子さんがある世帯のみ回答

Q7-5. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）はアルバイトをしていますか。（1つに○）
 アルバイトをしている場合、給料の使い道は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	している	6.1	4.1	5.2
	1 クラブ活動費	-	0.1	0.2
	2 学習塾等の費用	-	0.3	0.5
	3 大学等への進学に必要な経費	1.0	0.6	0.5
	4 その他	5.1	3.2	4.2
	無回答	-	0.0	-
2	していない	88.8	87.1	81.6
	無回答	5.1	8.8	13.1
	全体	100.0	100.0	100.0

Q7-6. あなたの世帯ではお子さん（高校生以下の子）はスマートフォンを持っていますか。（1つに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	持っている	55.1	45.3	48.7
2	持っていない	40.8	46.7	39.1
	1 必要ないから	19.4	33.4	27.0
	2 金銭的に余裕がないから	13.3	2.4	5.2
	3 その他	5.1	7.9	5.1
	無回答	3.1	3.0	1.8
	無回答	4.1	8.0	12.2
	全体	100.0	100.0	100.0

※ 高校生以下のお子さんがある世帯のみ回答

(参考) 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果 (令和4年調査) ④

Q7-7. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを有料のレジャー施設（遊園地や動物園など）に遊びに連れていきますか。（1つに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	定期的に連れていく	3.9	13.6	8.9
2	ときどき連れていく	27.6	54.9	47.2
3	ほとんど連れていかない	40.8	19.1	26.7
	1 時間がないから	6.6	6.8	7.2
	2 連れていきたくないから	-	0.3	-
	3 金銭的に余裕がないから	19.7	4.0	10.2
	4 その他	13.2	7.7	8.6
	無回答	1.3	0.5	0.8
4	まったく連れていかない	26.3	5.3	8.0
	1 時間がないから	2.6	0.6	0.8
	2 連れていきたくないから	-	0.1	0.4
	3 金銭的に余裕がないから	10.5	1.4	3.1
	4 その他	13.2	3.1	3.8
	無回答	-	0.1	-
無回答		1.3	7.0	9.3
	全体	100.0	100.0	100.0

Q7-8. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの誕生日を祝いますか。（1つに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	プレゼントをあげたり誕生日会を開いたりして祝う	88.2	89.9	85.9
2	特にお祝いをしない	10.5	3.2	4.5
	1 必要ないから	-	0.8	0.6
	2 金銭的に余裕がないから	6.6	1.0	2.7
	3 その他	3.9	1.4	1.1
	無回答	-	0.1	-
無回答		1.3	6.9	9.6
	全体	100.0	100.0	100.0

※ 中学生以下のお子さんがある世帯のみ回答

(参考) 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 調査結果 (令和4年調査) ⑤

Q 7－9. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの本や雑誌を買っていますか（お子さんが自分で買う場合も含みます）。（1つに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	買っている	68.4	77.5	66.8
2	買っていない	30.3	15.6	23.5
	1 必要ないから	11.8	7.0	7.7
	2 金銭的に余裕がないから	7.9	2.5	7.7
	3 その他	10.5	5.5	7.7
	無回答	-	0.5	0.5
	無回答	1.3	6.9	9.6
	全体	100.0	100.0	100.0

Q 7－10. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを習い事に通わせていますか。（1つに○）

(%)

		生活保護世帯	一般世帯 (全所得階級)	一般世帯 (所得第1・五分位)
1	通わせている	14.5	54.1	41.0
2	通わせていない	84.2	38.7	49.4
	1 本人が行きたがらないから	25.0	10.9	15.0
	2 必要ないから	13.2	10.8	10.6
	3 金銭的に余裕がないから	27.6	5.3	11.3
	4 その他	15.8	11.2	11.7
	無回答	2.6	0.6	0.8
	無回答	1.3	7.2	9.6
	全体	100.0	100.0	100.0

※ 中学生以下のお子さんがある世帯のみ回答

児童養育加算の検証方法について

児童養育加算の検証に当たっての確認事項

- 児童養育加算の検証については、平成29年検証の検証方法と同様の方法により、令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証を行い、その結果を踏まえて検討することとしてはどうか。
- 文部科学省子供の学習費調査（隔年で実施）により、学校外活動費の1年間の支出額を学校段階別、世帯の年収階級別に把握することができることから、補足的に確認を行ってはどうか。
- 上記のような分析を行うに当たっての留意点や具体的な方法について、ご意見はあるか。
- 児童養育加算の検討に当たっては、子どもの健全育成のための費用について検証した上で、他施策がカバーする範囲や趣旨なども踏まえて在り方を検討してはどうか。

(参考) 文部科学省子供の学習費調査における学校外活動費の集計内容

- 文部科学省子供の学習費調査は、子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者・兄弟姉妹の状況等の実態をとらえ、教育費に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査票の抽出数は、公立幼稚園約4,620人、公立小学校約19,440人、公立中学校約2,700人、公立高等学校（全日制）約7,956人、私立幼稚園約4,728人、私立小学校約3,360人、私立中学校約2,190人、私立高等学校（全日制）約8,352人となっている。
- 年間収入は、「200万円未満」、「200万円～399万円」、「400万円～599万円」、「600万円～799万円」、「800万円～999万円」、「1,000万円～1,199万円」、「1,200万円以上」の区分で把握されている。

学 校 外 活 動 費		補助学習費及びその他の学校外活動費の合計
補助学習費		予習・復習・補習などの学校教育に関係する学習をするために支出した経費 ただし、学校で使用するものと共用のものは「学校教育費」とする
家庭内学習費		家庭の中での学習に使用する物品・図書の購入費
通信教育・家庭教師費		家庭教師への月謝(謝礼), 教材費, 通信添削などの通信教育を受けるために支出した経費
学習塾費		学習塾へ通うために支出した全ての経費で, 入会金, 授業料(月謝), 講習会費, 教材費, 通っている学習塾での模擬テスト代, 学習塾への交通費
その他		予習・復習・補習のための図書館などへの交通費, 公開模擬テスト代等
その他の学校外活動費		知識や技能を身に付け, 豊かな感性を培い, 心とからだの健全な発達を目的としたけいこごとや学習活動, スポーツ, 文化活動などに要した経費(複数で共有するような物品等は一人当たりの経費)
体験活動・地域活動		ハイキングやキャンプなどの野外活動, ボランティア活動, ボーイスカウト・ガールスカウトなどの活動に要した経費
芸術文化活動		音楽, 舞踊, 絵画などを習うために支出した経費, 音楽鑑賞・美術鑑賞・映画鑑賞などの芸術鑑賞, 楽器演奏, 演劇活動などに要した経費
スポーツ・レクリエーション活動		水泳・野球・サッカー・テニス・武道・体操などのスポーツ技術を習うために支出した経費及びスポーツイベント等への参加費, スポーツ観戦に要した経費
国際交流体験活動		留学・ホームステイなど海外での学習・交流活動のために要した費用, 自宅外で参加する国際交流イベントの参加に要した経費
教養・その他		習字, そろばん, 外国語会話などを習うために支出した経費及び小説などの一般図書・雑誌購入費, 博物館・動物園・水族館・図書館などへの入場料・交通費, パソコン・タブレット型コンピュータ(学校と学校外の両方で使うものや家族共用のものを除く), 自主的な検定試験受験料など

(参考) 文部科学省子供の学習費調査における学校外活動費の集計結果①

○ 一般世帯における学校外活動費の平均額は、月平均額でみると、小学校（公立）で2.1万円、中学校（公立）で3.0万円、高校（公立）で2.0万円となっており、うち、補助学習費が小学校（公立）で0.9万円、中学校（公立）2.3万円、高校（公立）で1.7万円となっている。

単位：円

	区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校（全日制）	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
年間	学校外活動費	100,049	157,535	256,489	709,667	356,018	422,981	245,431	346,611
	補助学習費	33,644	49,592	112,485	366,436	271,574	236,986	200,994	238,422
	家庭内学習費	8,894	11,236	13,361	42,251	12,884	28,802	21,603	28,347
	通信教育・家庭教師費	9,848	11,734	21,976	57,543	21,248	31,386	15,666	24,855
	学習塾費	14,167	25,261	75,194	259,492	230,385	168,058	147,140	166,867
	その他	735	1,361	1,954	7,150	7,057	8,740	16,585	18,353
	その他の学校外活動費	66,405	107,943	144,004	343,231	84,444	185,995	44,437	108,189
	体験活動・地域活動	3,837	5,283	6,331	26,884	2,867	10,300	2,294	4,062
	芸術文化活動	12,858	24,618	33,708	93,217	24,077	42,789	10,884	14,570
	スポーツ・レクリエーション活動	26,602	49,755	66,529	101,233	33,990	32,487	6,478	14,066
	国際交流体験活動	1,016	2,073	1,325	25,699	4,305	66,503	8,691	55,053
	教養・その他	22,092	26,214	36,111	96,198	19,205	33,916	16,090	20,438
年間 (A) ÷ 1 2	学校外活動費	8,337	13,128	21,374	59,139	29,668	35,248	20,453	28,884
	補助学習費	2,804	4,133	9,374	30,536	22,631	19,749	16,750	19,869
	家庭内学習費	741	936	1,113	3,521	1,074	2,400	1,800	2,362
	通信教育・家庭教師費	821	978	1,831	4,795	1,771	2,616	1,306	2,071
	学習塾費	1,181	2,105	6,266	21,624	19,199	14,005	12,262	13,906
	その他	61	113	163	596	588	728	1,382	1,529
	その他の学校外活動費	5,534	8,995	12,000	28,603	7,037	15,500	3,703	9,016
	体験活動・地域活動	320	440	528	2,240	239	858	191	339
	芸術文化活動	1,072	2,052	2,809	7,768	2,006	3,566	907	1,214
	スポーツ・レクリエーション活動	2,217	4,146	5,544	8,436	2,833	2,707	540	1,172
	国際交流体験活動	85	173	110	2,142	359	5,542	724	4,588
	教養・その他	1,841	2,185	3,009	8,017	1,600	2,826	1,341	1,703

資料：令和5年度文部科学省子供の学習費調査

(参考) 文部科学省子供の学習費調査における学校外活動費の集計結果②

- 学校外活動費の支出額の分布は幅広くなっている。
- 学習塾は支出0円が多くなっている。

学校外活動費								
区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校（全日制）	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0円（％）	8.9	5.1	1.9	0.6	2.7	0.9	8.9	7.7
～1万円未満（％）	15.9	10.0	3.6	1.1	3.7	2.7	9.7	9.1
～5万円未満（％）	24.9	16.9	8.2	2.1	8.4	13.2	20.9	18.3
～10万円未満（％）	17.0	17.8	12.7	1.5	7.8	11.5	10.6	10.6
～15万円未満（％）	11.5	13.8	13.7	3.0	7.6	6.8	7.3	8.8
～20万円未満（％）	7.7	10.8	12.2	4.5	5.5	7.1	4.7	5.4
～25万円未満（％）	4.4	7.7	10.3	4.3	7.5	5.3	4.2	3.9
～30万円未満（％）	2.8	4.7	7.7	6.0	7.2	5.8	4.0	3.6
～35万円未満（％）	1.5	3.0	6.3	4.6	6.5	4.6	3.8	2.7
～40万円未満（％）	1.1	2.0	5.0	6.1	6.2	5.8	3.6	2.4
～45万円未満（％）	1.0	1.6	3.5	4.9	5.6	3.9	3.0	1.8
～50万円未満（％）	0.6	1.5	2.7	4.6	4.7	3.1	2.5	1.7
～55万円未満（％）	0.7	0.9	2.5	4.9	4.0	3.8	2.2	2.9
～60万円未満（％）	0.3	1.0	1.6	4.8	3.8	2.7	1.9	2.5
～65万円未満（％）	0.4	0.4	1.3	4.5	3.1	2.8	2.4	1.3
～70万円未満（％）	0.2	0.3	1.0	3.7	2.9	2.9	1.2	1.4
～75万円未満（％）	0.1	0.3	0.9	3.6	2.2	1.1	1.3	1.0
～80万円未満（％）	0.1	0.3	0.8	3.2	2.2	1.5	1.1	1.4
～85万円未満（％）	0.2	0.3	0.4	3.1	1.6	1.9	1.0	1.3
～90万円未満（％）	0.3	0.0	0.6	2.7	0.9	1.2	0.4	1.4
90万円以上（％）	0.4	1.6	2.9	26.1	5.9	11.4	5.2	10.8
支出者平均額（千円）	110	166	262	714	366	427	269	376

学習塾								
区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校（全日制）	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
計（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0円（％）	83.1	79.5	61.0	28.1	34.0	48.8	61.4	62.4
～1万円未満（％）	3.6	1.7	2.3	2.7	1.5	1.2	1.2	1.4
～5万円未満（％）	5.5	7.2	7.0	4.9	3.6	5.6	2.7	4.3
～10万円未満（％）	3.9	4.9	7.4	9.5	4.7	4.3	2.5	3.2
～15万円未満（％）	1.4	2.0	5.7	6.9	4.7	5.4	3.1	2.8
～20万円未満（％）	1.3	1.4	5.7	8.4	5.4	3.5	2.2	1.9
～25万円未満（％）	0.4	0.8	2.2	5.2	7.2	3.4	3.2	1.9
～30万円未満（％）	0.2	0.6	2.1	4.8	5.7	3.1	3.4	2.0
～35万円未満（％）	0.2	0.4	1.0	4.0	5.1	4.1	2.3	2.2
～40万円未満（％）	0.2	0.2	0.8	3.2	4.9	4.9	2.6	1.6
～45万円未満（％）	0.0	0.3	0.8	3.4	4.5	2.0	2.6	1.3
～50万円未満（％）	0.1	0.1	0.5	2.2	3.1	2.4	1.9	1.9
～55万円未満（％）	0.1	0.2	0.5	2.1	3.3	2.6	2.3	1.1
～60万円未満（％）	－	0.1	0.3	1.2	2.4	1.2	1.5	1.7
～65万円未満（％）	－	－	0.4	1.8	2.1	1.4	1.5	1.0
～70万円未満（％）	0.0	0.3	0.3	2.1	1.6	1.2	0.6	0.8
～75万円未満（％）	－	－	0.2	1.2	1.2	0.8	1.1	1.0
～80万円未満（％）	－	0.0	0.2	0.9	1.6	1.0	0.6	1.4
～85万円未満（％）	0.0	0.0	0.1	1.4	0.3	0.8	0.4	1.0
～90万円未満（％）	－	－	0.3	0.7	0.7	0.3	0.1	0.7
90万円以上（％）	0.1	0.3	1.1	5.1	2.5	2.0	2.7	4.2
支出者平均額（千円）	84	123	193	361	349	328	381	444

(参考) 文部科学省子供の学習費調査における学校外活動費の集計結果③

○ 学校外活動費の平均支出額を年間収入階級別に見た結果は以下のとおりであり、年間収入による差がある。

学校外活動費

		世帯の年間収入段階					
		400万円 未満	400万円 ～599万 円	600万円 ～799万 円	800万円 ～999万 円	1000万円 ～1199万 円	1200万円 以上
公立幼稚園	構成比 (%)	16.6	34.4	28.0	11.4	4.1	5.4
	平均額 (千円)	56	76	90	108	210	353
	平均額の標準誤差率 (%)	9.1	6.4	4.7	7.6	12.2	11.1
公立小学校	構成比 (%)	10.6	23.0	27.2	18.1	11.0	10.1
	平均額 (千円)	158	171	219	291	369	478
	平均額の標準誤差率 (%)	5.36	3.56	2.62	3.35	3.87	4.96
公立中学校	構成比 (%)	10.5	19.8	24.8	22.3	12.0	10.6
	平均額 (千円)	203	280	307	398	485	550
	平均額の標準誤差率 (%)	12.32	6.83	6.03	5.45	6.87	7.45
公立高等学校 (全日制)	構成比 (%)	15.6	21.6	25.3	18.0	10.6	8.9
	平均額 (千円)	180	153	238	294	360	395
	平均額の標準誤差率 (%)	11.01	8.51	7.70	8.34	8.97	10.16

資料：令和5年度文部科学省子供の学習費調査

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

母子加算の検証イメージ

- 母子加算の検証については、平成29年検証の検証方法も踏まえ、令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証方法について検討する。

（参考）平成29年検証の内容

《検証方針》

- ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対して支給される母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して検証を行うことを基本として、ふたり親世帯とひとり親世帯の消費実態の差を検証した。

《検証方法》

- ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活水準を送るために必要な消費支出を検証する。具体的には、子どもの費用に関する先行研究を参考に、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同じ割合で生活する場合の消費支出額について回帰分析を用いて算出した上で、実際のひとり親（子1人）世帯の消費支出に相当する額との比較を行い、その差額をひとり親世帯のかかり増し費用と捉えることが適当であるとして検証した。

《検証結果》

- 生活扶助基準の水準の検証に際して、夫婦子1人世帯の消費支出階級別における折れ線回帰分析により確認した消費構造が変化する分位は、消費支出階級第11・五十分値であり、回帰分析を用いて算出したその固定的経費の支出割合は、52.6%であった。
- そこで、ひとり親（子1人）世帯が、上記の固定的経費の割合52.6%の水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額について回帰分析を用いて算出した結果、約13万円となった。
- ひとり親世帯のかかり増し費用を加算として評価することが適当と考えられる。上記の約13万円を、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯と同程度の生活水準の生活を送るために必要な費用と考える場合には、その約13万円とひとり親（子1人）世帯の生活扶助相当支出額（第1類費及び第2類費）11.3万円との差額がひとり親世帯のかかり増し費用になると考えられる。

資料 平成26年全国消費実態調査特別集計

母子加算の検証・見直し(平成29年検証)

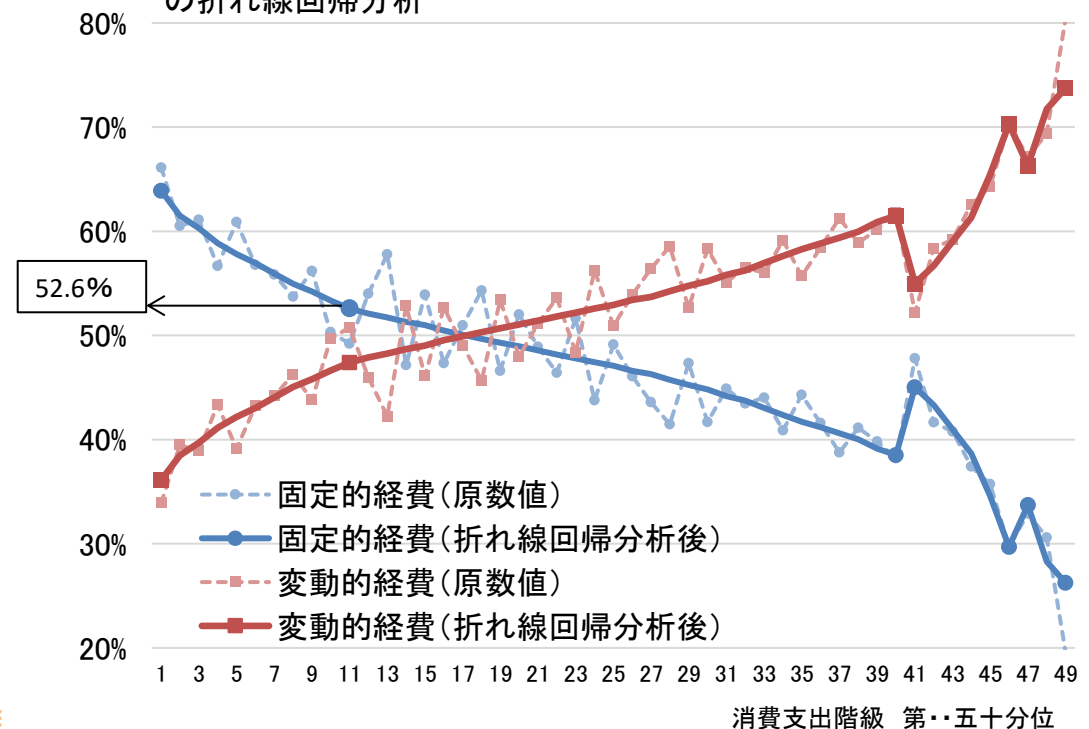
検証の考え方

- ひとり親世帯が、ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るために必要な費用を算出し、その費用に対し、ひとり親世帯の生活扶助本体では不足する部分をひとり親世帯のかかり増し経費として評価した。

検証方法

- ① 夫婦子1人世帯の消費構造が変化する点の固定的経費の割合(52.6%)を算出
 ※ この点における消費支出額(19.8万円)と、年収階級第1・十分位の平均消費支出額(20.2万円)はほぼ同等
- ② ひとり親・子1人世帯において、52.6%の水準を満たす消費支出額を回帰分析を用いて算出(17.8万円)した上で、消費支出に占める生活扶助相当支出の割合を乗じて、当該ひとり親世帯の生活扶助相当支出額を算定(13.0万円)
- ③ その13.0万円の支出がひとり親世帯において可能となるよう、そのかかり増し費用として、夫婦子1人世帯から算出したひとり親子1人世帯の生活扶助本体(11.3万円)との差額(1.7万円)を算出し、母子加算額の検証を実施。

夫婦子1人世帯(勤労者世帯)における固定的・変動的経費のシェアの折れ線回帰分析



検証結果を踏まえた見直し

- 検証において算出したひとり親世帯のかかり増し費用を母子加算額とした。

母子加算の検証方法について

母子加算の検証に当たっての確認事項

- 平成29年検証においては、かかり増し費用の推定に当たって、ひとり親世帯の支出額を「ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るために必要な費用」として推定していた。
また、比較対象となるふたり親世帯の支出額については、ひとり親世帯とふたり親世帯では世帯人員が異なることを踏まえて、ひとり親世帯相当の支出額に調整したものを用いていた。
このように、ひとり親世帯のかかり増し費用をふたり親世帯との比較に基づいて推定するに当たって、ひとり親世帯とふたり親世帯の間に生じている生活水準や世帯人員の差異をコントロールすることは必要と考えられることから、今回の検証においても考慮することが適当ではないか。
- 一方で、前回の検証方法は、固定的経費割合に着目して生活水準をコントロールしており、生活扶助基準本体において年齢・世帯人員等の区分間の較差を推定する体系検証とは異なる手法となっている。今般、母子加算の検証を本体検証と一体的に行う上では、かかり増し費用の推定に当たって、可能な限り体系検証と同様の手法を採用することが適当ではないか。
- 上記のような分析を行うに当たっての留意点や具体的な方法について、ご意見はあるか。
- 母子加算の検討に当たって、生活保護を受給するひとり親世帯と生活保護を受給していない低所得のひとり親世帯との公平性の観点について、どのように考えるか。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

（参考）冬季加算の概要

○冬季加算の趣旨

冬季における光熱費の増加需要に対応するものとして、冬季の生活扶助基準に上乗せして支給するもの

○ 額の設定

冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別に設定

○冬季加算地域区分

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県
支給期間	10月～4月（7か月）		11月～4月（6か月）		11月～3月（5か月）	

○冬季加算額の例（令和8年度）

単位：月額・円

	単身世帯	3人世帯
青森市（Ⅰ区）	12,780	20,620
盛岡市（Ⅱ区）	9,030	14,570
福島市（Ⅲ区）	7,460	12,030
金沢市（Ⅳ区）	6,790	10,950
前橋市（Ⅴ区）	4,630	7,470
水戸市（Ⅵ区）	2,630	4,240

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

冬季加算の検証イメージ

- 冬季加算の検証については、最近の家計調査のデータを用いて、平成26年検証の検証方法に準じた検証を行う。併せて、光熱費が夏季に増加する実態があるか、地区別に検証を行う。
- 灯油など光熱費の物価上昇の動向や電気、ガス、灯油の購入数量の動向についても確認する。

（参考）平成26年検証の主な内容

検証内容	検証手法
○ 冬季に増加する支出費目はどのようなものがあるか。	○ 冬季の増加需要が多いと考えられる地域（Ⅰ区～Ⅲ区）について、冬季（11月，1月～3月）の支出額と年平均の支出額との差を費目別に集計し、その差が統計的に有意と言えるか検定を行う。 ※ 12月は、食料の支出額が大幅に増加するが、12月の増加需要は、期末一時扶助で対応しているため、冬季から12月を除外した。
○ 支出額が増加するのは、何月から何月までか、地区別に検証	○ 冬季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、Ⅵ区の年平均支出額を100とする指数が100を超える月が何月かをみる。 ※ 光熱費0円のデータは除外して集計した（以下同じ）。
○ 現行の冬季加算の世帯人数別の較差は妥当かどうか。	○ 冬季に増加する支出額を世帯人数別に算出し、3人世帯の冬季増加支出額を100とした場合の指数を世帯人数別に算出
○ 現行の冬季加算の級地間の較差は妥当か。	○ 冬季に増加する支出額を級地別に算出し、2級地の冬季増加支出を100とした場合の指数を算出
○ 地区別の冬季加算額の水準はどの程度が妥当か。	○ 地区別に冬季に増加する支出額と冬季加算額を比較。 ※ 第1・十分位の数値が特異なものとなっていないか確認するため、第1・五分位、第1～3・五分位も集計

冬季加算における平成27年11月(一部10月)見直しの考え方

<地区別の冬季加算の水準の見直し>

- ① 一般低所得世帯（年間収入第1・十分位）における冬季に増加する光熱費の実態を反映
各地区において、光熱費支出が増加する月を確認し、当該月における光熱費支出の増加分を基礎として設定。
- ② 近年の光熱費物価の動向の反映
検証の時点(平成21～25年平均)から平成25年までの光熱費物価の動向(灯油代約2割、電気代約1割上昇)を反映。
- ③ 豪雪地域や山間部など気候が厳しい地域等に配慮した調整
Ⅰ区～Ⅲ区について①、②の結果に1.2倍上乘せし、Ⅳ区・Ⅴ区については①、②の結果に1.1倍上乘せ。

①～③を踏まえた見直し幅（3人世帯の場合）

支給月を以下のとおり変更

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
△19%	△20%	△17%	△1%	△17%	△6%

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
10～4月	10～4月	11～4月	11～4月	11～3月	11～3月

<世帯人数別の較差の是正>

冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別の実態を踏まえて是正

世帯人数別の見直しによる影響幅

単身	2人	3人	4人	5人
△5%	+5%	0%	△5%	△6%

<級地別の較差の是正>

冬季に増加する光熱費支出の級地間較差の実態を踏まえ、合理性の認められない級地間較差を廃止

級地別の見直しによる影響幅

1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
△7%	△2%	+2%	+8%	+14%	+20%

<光熱費以外の冬季増加需要への対応>

- 除雪のための費用について、必要最小限度の額を支給することができるものとする。
- 保護開始時等において暖房器具の購入が必要な場合の家具什器費(一時扶助)の支給上限額を増額する。

※ 傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合には、個別の配慮を行う。

冬季加算の平成27年11月(一部10月)見直しの具体例と影響額

すべての地区に存在する級地である2級地-1及び3級地-2における冬季加算の見直しの例

冬季加算の額(月額) 単位:円

		見直し前(A)				見直し後(B)				(B)－(A)			
		単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人
Ⅰ区	2級地－1	22,080	28,580	34,110	38,680	17,560	24,920	28,320	30,590	△ 4,520	△ 3,660	△ 5,790	△ 8,090
	3級地－2	18,800	24,350	29,050	32,940					△ 1,240	570	△ 730	△ 2,350
Ⅱ区	2級地－1	15,780	20,440	24,400	27,660	12,400	17,610	20,010	21,620	△ 3,380	△ 2,830	△ 4,390	△ 6,040
	3級地－2	13,440	17,410	20,780	23,560					△ 1,040	200	△ 770	△ 1,940
Ⅲ区	2級地－1	10,480	13,570	16,190	18,360	8,780	12,470	14,160	15,300	△ 1,700	△ 1,100	△ 2,030	△ 3,060
	3級地－2	8,930	11,560	13,790	15,630					△ 150	910	370	△ 330
Ⅳ区	2級地－1	8,000	10,350	12,350	14,020	7,990	11,340	12,890	13,920	△ 10	990	540	△ 100
	3級地－2	6,810	8,820	10,520	11,930					1,180	2,520	2,370	1,990
Ⅴ区	2級地－1	5,580	7,220	8,620	9,770	4,540	6,450	7,330	7,920	△ 1,040	△ 770	△ 1,290	△ 1,850
	3級地－2	4,750	6,160	7,340	8,320					△ 210	290	△ 10	△ 400
Ⅵ区	2級地－1	2,800	3,630	4,320	4,900	2,580	3,660	4,160	4,490	△ 220	30	△ 160	△ 410
	3級地－2	2,380	3,090	3,690	4,170					200	570	470	320

(注) 上記の見直し後の額は、見直しの前後を比較するため、すべての地区の支給期間を11～3月の5か月として月額を算出したもの。例えば、支給月が7ヶ月となるⅠ区の見直し後の冬季加算の月額は、上記の「見直し後(B)」の額に5／7を乗じた額となる。

冬季加算の検証方法について

今回の作業内容の方針

- 以下の検証方法に基づき、冬季加算額の検証及び、夏季における季節需要の確認を行うこととしてはどうか。
- その際、生活扶助基準本体の検証方法との整合を考慮し、冬季及び夏季における季節需要の測定に当たっては、家計調査に基づき、一般低所得世帯における10～11月平均の支出額を基準として各月の支出額を比較することにより検証することとしてはどうか。
- P30～33に示す近年の物価、エネルギー消費量、気象等の動向を踏まえ、冬季加算の検証に当たって留意すべき点はあるか。

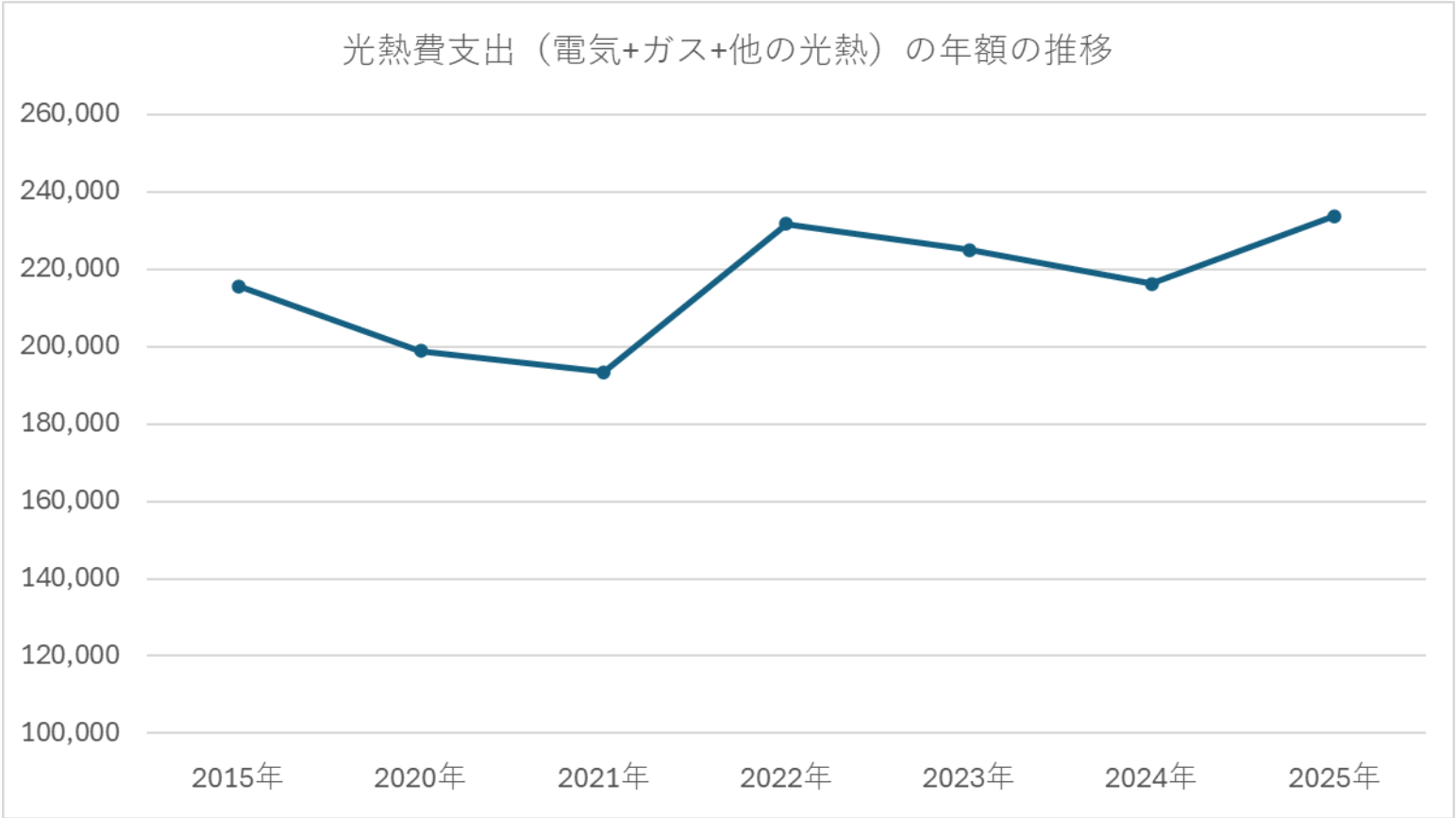
	検証内容	検証手法
検証①	○ 冬季及び夏季に増加する支出費目はどのようなものがあるか。	○ 全国ベースのデータに基づき、各月の支出額と10～11月平均の支出額の差を費目別に集計し、その差が夏季（7月～9月）または冬季（12月～3月）に統計的に有意となるかを確認する。
検証②	○ 各地区において、支出額が増加するのは何月から何月までか。	○ 冬季または夏季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、全国の年平均支出額（※）との差が統計的に有意となるかを確認する。 ※ 支出額が大きく増加する期間の特定に資するよう、検証①の結果に応じて精査が必要。
検証③	○ 現行の冬季加算の世帯人数別の較差が妥当か。	○ 10～11月平均との対比により冬季に増加する支出額を世帯人数別に算出し、3人世帯の冬季増加支出額を100とした場合の指数を算出する。
検証④	○ 地区別の冬季加算額の水準はどの程度が妥当か。	○ 10～11月平均との対比により冬季に増加する支出額を地区別に算出し、現行の加算額と比較する。 ※ 第1・十分位の数値が特異なものとなっていないか確認するため、第1・五分位、第1～3・五分位についても同様に集計。

【使用するデータ】

- ・ 家計調査（2021年～2025年）の特別集計により検証を行う。
- ・ 集計区分は、2人以上世帯の年収階級第1・十分位（世帯人員別の抽出）を基本とするが、サンプル数を十分に確保できない場合は、より広い集計区分の使用を検討する。
- ・ 検証②以降は 光熱費0円のデータは除外して集計する。

(参考) 光熱費支出の推移

○ 家計調査の公表データ（2人以上全世帯・全年収階級・全国）により光熱費支出（電気、ガス、他の光熱の合計）の推移は、以下のとおり。



	2015年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
光熱費支出（電気+ガス+他の光熱）の年額（円）	215,715	198,975	193,431	231,805	224,988	216,234	233,762

資料：家計調査（2人以上全世帯・全年収階級・全国）

(参考) 光熱費物価の推移

- 光熱費の物価は、前回冬季加算を見直した2015年（平成27年）と直近の2025年（令和7年）を比較すると、上昇している。特に灯油を含む「他の光熱」で上昇幅が大きくなっている。
- 近年、物価高騰対策や酷暑対策として電気・ガス料金の補助が実施されている。

	総合	光熱・水道	電気代	ガス代	他の光熱
2010年	96.6	86.0	79.9	88.2	93.6
2011年	96.4	88.9	82.1	90.7	110.9
2012年	96.2	92.4	87.0	94.4	112.9
2013年	96.6	96.7	93.1	96.9	122.0
2014年	99.3	102.7	100.7	102.6	129.2
2015年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2016年	99.9	92.7	92.1	90.4	77.7
2017年	100.5	95.3	95.0	90.2	96.3
2018年	101.4	99.1	99.2	93.1	113.1
2019年	101.8	101.3	102.2	96.0	113.1
2020年	101.8	98.8	98.6	94.3	102.8
2021年	101.6	100.1	98.6	93.8	117.6
2022年	104.2	114.9	118.4	111.2	141.3
2023年	107.5	107.2	103.0	109.5	142.9
2024年	110.5	111.5	110.6	109.5	146.2
2025年	114.0	115.5	116.4	111.6	156.0

資料 消費者物価指数

※2025年を100とする指数を2015年を100とする指数に置き換えたもの。

(参考) 電気・ガス料金補助の実績

期間（使用分）	電気（低圧）	都市ガス
2023年1月～8月	7.0円/kWh	30円/m ³
2023年9月～2024年4月	3.5円/kWh	15円/m ³
2024年5月	1.8円/kWh	7.5円/m ³
2024年8月～9月	4.0円/kWh	17.5円/m ³
2024年10月	2.5円/kWh	10円/m ³
2025年1月～2月	2.5円/kWh	10円/m ³
2025年3月	1.3円/kWh	5円/m ³
2025年7月・9月	2.0円/kWh	8円/m ³
2025年8月	2.4円/kWh	10円/m ³
2026年1月～2月	4.5円/kWh	18円/m ³
2026年3月	1.5円/kWh	6円/m ³
2026年7月・9月	3.5円/kWh	14円/m ³
2026年8月	4.5円/kWh	18円/m ³

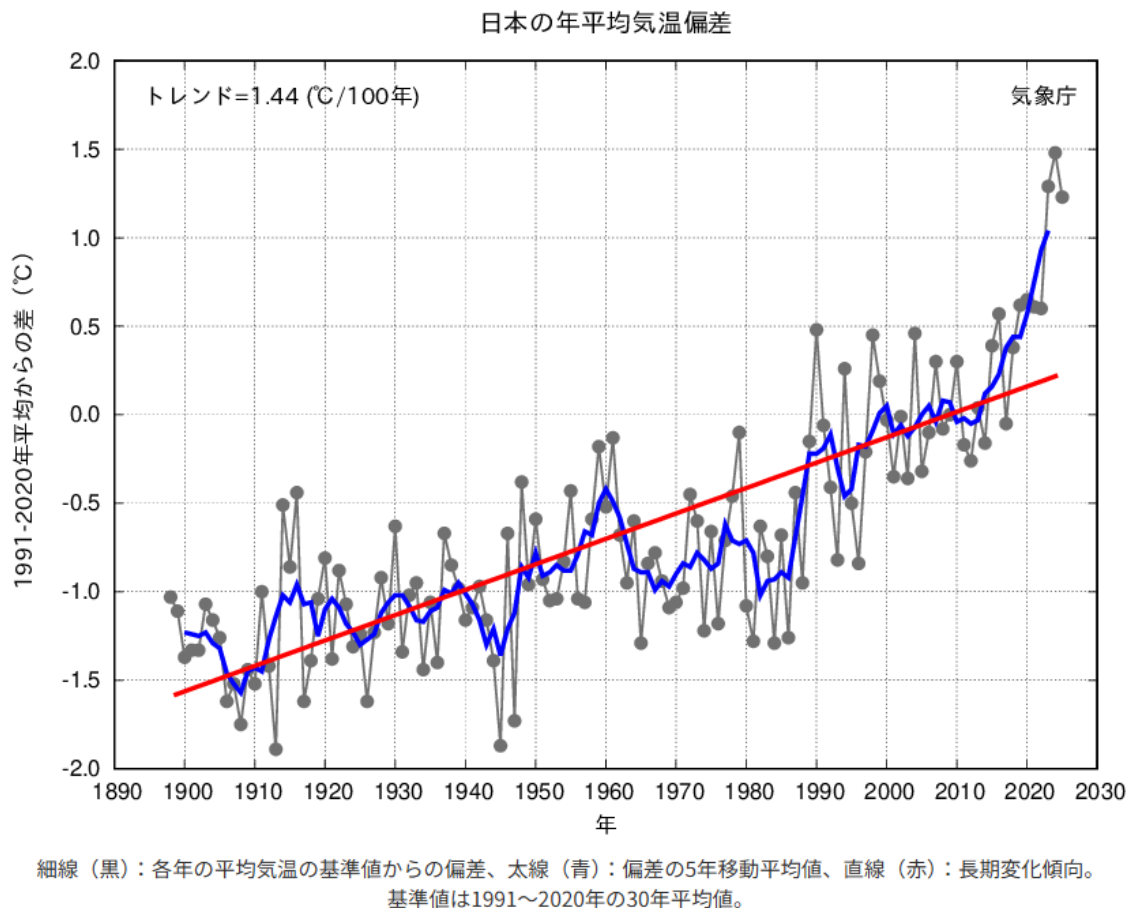
(参考) エネルギー消費量の推移

○ 平成29年度（2017年度）と令和5年度（2023年度）の調査結果を比較すると、10地方全てで世帯当たり年間エネルギー消費量が減少している。

	年度	集計世帯数	エネルギー消費量[GJ/世帯・年]						構成比[%]				
			電気	都市ガス	LPガス	灯油	合計	H29(2017)比	電気	都市ガス	LPガス	灯油	合計
北海道	H29(2017)	838	14.1	4.2	2.6	30.3	51.2	－	27.5	8.2	5.1	59.3	100
	R5(2023)	859	13.5	5.5	2.4	25.2	46.5	-9.1%	29.0	11.8	5.1	54.1	100
東北	H29(2017)	901	18.0	3.2	4.4	21.2	46.8	－	38.4	6.9	9.4	45.3	100
	R5(2023)	893	16.1	2.4	3.7	14.5	36.6	-21.8%	44.0	6.5	10.0	39.5	100
関東甲信	H29(2017)	1,610	13.8	11.2	2.6	3.3	30.8	－	44.8	36.2	8.3	10.6	100
	R5(2023)	1,566	13.0	8.9	2.0	2.3	26.1	-15.2%	49.6	33.9	7.7	8.7	100
北陸	H29(2017)	853	22.8	6.9	2.9	13.6	46.2	－	49.4	14.9	6.2	29.5	100
	R5(2023)	806	19.1	6.5	1.5	8.2	35.3	-23.5%	54.1	18.5	4.2	23.2	100
東海	H29(2017)	969	16.1	8.5	4.0	4.1	32.7	－	49.1	26.0	12.2	12.6	100
	R5(2023)	934	14.2	7.2	2.7	2.9	27.0	-17.6%	52.8	26.6	9.9	10.7	100
近畿	H29(2017)	1,121	14.8	12.2	1.3	2.4	30.7	－	48.2	39.8	4.2	7.9	100
	R5(2023)	1,027	13.6	10.6	0.9	1.6	26.7	-13.0%	50.8	39.8	3.4	6.0	100
中国	H29(2017)	846	18.6	3.6	4.1	5.0	31.2	－	59.5	11.5	13.0	16.0	100
	R5(2023)	890	16.0	2.9	3.6	3.5	26.0	-16.7%	61.6	11.2	13.7	13.5	100
四国	H29(2017)	789	18.6	1.8	4.8	5.3	30.4	－	61.0	6.0	15.7	17.3	100
	R5(2023)	791	16.5	1.5	3.9	3.2	25.0	-17.9%	65.9	5.8	15.6	12.7	100
九州	H29(2017)	946	16.8	3.2	4.1	4.3	28.4	－	59.1	11.1	14.6	15.2	100
	R5(2023)	900	14.6	2.7	3.5	2.5	23.2	-18.5%	62.7	11.5	14.9	10.9	100
沖縄	H29(2017)	632	14.2	0.7	4.6	1.5	21.0	－	67.7	3.4	21.8	7.1	100
	R5(2023)	625	12.9	0.7	4.2	1.2	19.0	-9.5%	67.9	3.7	22.3	6.1	100
全国	H29(2017)	9,505	15.6	8.4	3.0	6.3	33.2	－	46.9	25.3	9.0	18.8	100
	R5(2023)	9,291	14.1	7.1	2.3	4.3	27.8	-16.3%	50.6	25.4	8.3	15.6	100

(参考) 日本の平均気温の経年変化 (温暖化の状況)

- 2025年の日本の平均気温の基準値(1991~2020年の30年平均値)からの偏差は+1.23℃で、1898年の統計開始以降、3番目に高い値となっている。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.44℃の割合で上昇している。特に1990年代以降、高温となる年が頻出している。



● 正偏差が大きかった年 (1~5位)

①2024年 (+1.48℃)、②2023年 (+1.29℃)、③2025年 (+1.23℃)、④2020年 (+0.65℃)、⑤2019年 (+0.62℃)

4. その他の扶助・加算の検証（続き）

（参考）期末一時扶助の概要

年末年始における食費、被服費、家具什器等の一時的な特別な生活需要（もち代等の越年資金）に対応すべく12月に算定。

○期末一時扶助の額（居宅、1級地－1、令和8年度）

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上1人増すごとに加算
14,500円	23,640円	24,360円	27,410円	28,560円	32,490円	34,500円	36,540円	38,270円	1,750円

（参考）期末一時扶助の設定経緯

昭和35年 期末一時扶助の創設

→ 年末における家計費の増大、さらには一般国民の生活習慣等を勘案して創設
マーケットバスケット方式により算定

バスケットの中身

昭和35年	もち米代、もちつき代
昭和36年	もち米代、もちつき代、みかん、靴下、カルタ 等

昭和38年

昭和39年

社会保障生計調査における低所得階層の4人世帯について11月と12月の消費支出を比較し、12月に著しく増加する費目（※）で最低生活の内容として容認されるものについて算定

（※）米類、副食品、嗜好品、家具什器、光熱費、その他の衣料、交際費、その他の雑貨

昭和48年～平成24年

生活扶助基準改定率で改定

平成25年

デフレ調整の反映、スケールメリットの導入

4 . その他の扶助・加算の検証

期末一時扶助費を検証する場合の検証イメージ

- 期末一時扶助費については、最近の家計調査のデータを用いて、低所得世帯における12月の生活扶助相当支出の増加分を推計することにより、スケールメリットの検証と水準（高さ）の検証の双方を行う。

※ 平成24年検証ではスケールメリットのみ検証を行い、期末一時扶助における人員別較差の導入に至っている。

（参考）平成24年検証の内容

《検証の考え方》

- 期末一時扶助に相当すると考えられる支出について、どの程度スケールメリットがあるかを検証する。

《検証に用いるデータ》

- 平成18年から平成22年の5カ年の家計調査をプールしたデータのうち、世帯人員ごとの世帯（単身世帯、…、5人世帯）の年収第1・十分位のデータを用いる。

《検証の方法》

- 世帯人員ごとの世帯年収第1・十分位の世帯の11月から12月への生活扶助相当支出の増加額について、単身世帯を1とした指数にし、各世帯人員の世帯の基準額の指数と比較する。

《検証結果》

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
期末一時扶助基準額	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00
11月から12月への消費の増加分	1.00	1.63	1.68	1.89	1.97

※ 4人世帯の指数については、計測結果が3人世帯の指数を下回るため、4人世帯以外の情報から求めた指数の最良近似曲線の式（世帯人員別指数 $=e^{0.07 \times \text{人員数}^{0.41}}$ $R^2=0.85$ ）を用いて算出した。

(参考) 12月に増加する支出費目

- 家計調査により2人以上全世帯（全年収階級）の12月の支出と11月の支出を比較すると、消費支出全体で約4万円（15%）増加しており、増加要因の半分が食料支出となっている。

	10月	11月 (A)	12月 (B)	年平均 (C)	10・11月平均 (D)	11月との差 (B)－(A)	年平均との差 (B)－(C)	10・11月平均 との差 (B)－(D)	11月との差 の寄与度
世帯人員(人)	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	－	－	－	－
世帯主の年齢(歳)	60.4	60.3	60.4	60.3	60.4	－	－	－	－
消費支出	298,933	291,932	335,799	295,626	295,433	43,867	40,173	40,366	100%
食料	87,033	86,570	108,064	86,535	86,801	21,494	21,529	21,263	49%
調理食品	12,724	12,634	16,532	12,598	12,679	3,898	3,935	3,853	9%
外食	14,306	14,783	15,844	13,885	14,545	1,061	1,959	1,300	2%
住居	19,338	19,294	21,513	18,354	19,316	2,219	3,160	2,197	5%
光熱・水道	20,936	20,525	23,647	23,514	20,731	3,122	133	2,917	7%
家具・家事用品	11,822	12,852	14,748	12,544	12,337	1,897	2,204	2,412	4%
被服及び履物	10,195	11,529	11,774	9,650	10,862	245	2,125	912	1%
保健医療	15,974	15,891	16,789	15,010	15,932	898	1,779	857	2%
交通	5,751	4,780	4,605	4,825	5,266	-175	-221	-661	0%
自動車等関係費	24,857	25,513	24,796	25,189	25,185	-717	-393	-389	-2%
通信	12,174	12,549	12,942	12,308	12,361	394	635	581	1%
教育	14,770	8,605	10,964	11,487	11,688	2,359	-523	-724	5%
教養娯楽	29,308	29,510	33,621	29,000	29,409	4,112	4,621	4,213	9%
その他の消費支出	46,777	44,314	52,334	47,210	45,545	8,020	5,124	6,789	18%
諸雑費	25,359	24,686	28,896	25,458	25,023	4,209	3,438	3,873	10%
こづかい(使途不明)	6,179	5,815	7,763	6,244	5,997	1,948	1,519	1,766	4%
交際費	7,796	9,132	11,454	9,885	8,464	2,322	1,568	2,990	5%
仕送り金	7,443	4,680	4,222	5,624	6,062	-459	-1,402	-1,840	-1%

資料 家計調査（令和3年～7年の5年平均）

期末一時扶助の検証方法について

今回の作業内容の方針

- 以下の検証方法に基づき、期末一時扶助の検証を行うこととしてはどうか。
- その際、生活扶助基準本体の検証方法との整合を考慮し、12月における季節需要の測定に当たっては、家計調査に基づき、一般低所得世帯における10～11月平均の支出額を基準として各月の支出額を比較することにより検証することとしてはどうか。
- また、冬季加算との重複を回避するため、12月における需要測定に当たって、冬季加算の対象費目を除外することとしてはどうか。

	検証内容	検証手法
検証①	○ 現行の期末一時扶助の世帯人数別の較差が妥当か。	○ 生活扶助相当支出のうち、12月に増加する支出額（冬季加算の対象費目を除外したもの）を世帯人数別に算出し、単身世帯の増加支出額を100とした場合の指数を世帯人数別に算出する。
検証②	○ 現行の期末一時扶助の級地別の較差が妥当か。	○ 12月に増加する支出額（冬季加算の対象費目を除外したもの）を級地別に算出し、1級地の1の増加支出額を100とした場合の指数を算出する。
検証③	○ 期末一時扶助の水準はどの程度が妥当か。	○ 12月に増加する支出額と現行の期末一時扶助額を比較。

【使用するデータ】

- ・ 家計調査（2021年～2025年）の特別集計により検証を行う。
- ・ 集計区分は、2人以上世帯の年収階級第1・十分位（世帯人員別の抽出）を基本とするが、サンプル数を十分に確保できない場合は、より広い集計区分の使用を検討する。